

<基準解説>

第3節 既存工場と密接な関連を有する事業の建築物等の用に供する開発行為 〔法第34条第7号〕

1 要件1について

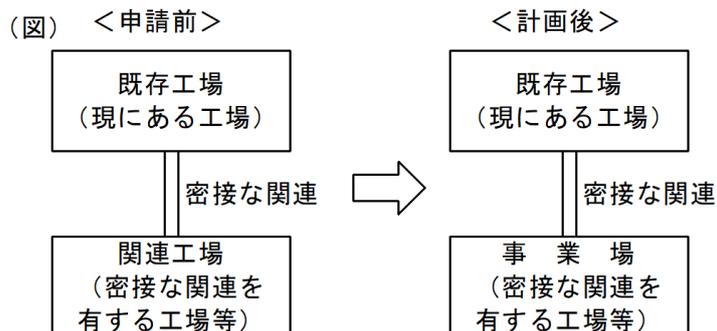
「本市の土地利用計画及び環境の保全等に支障がないと認められ」としていることについては、都市計画マスタープラン並びに工場立地及び環境保全等に関する担当部局により確認する。

また、「交通安全上支障がないと認められること」とは、開発許可に係る場合にあっては、法第33条第1項第2号に該当していることとし、法第43条第1項（令第36条第1項第3号イ）の許可に係る場合にあっては、おおむね4メートル以上の幅員を有する既存道路に接することをいう。

2 要件3について

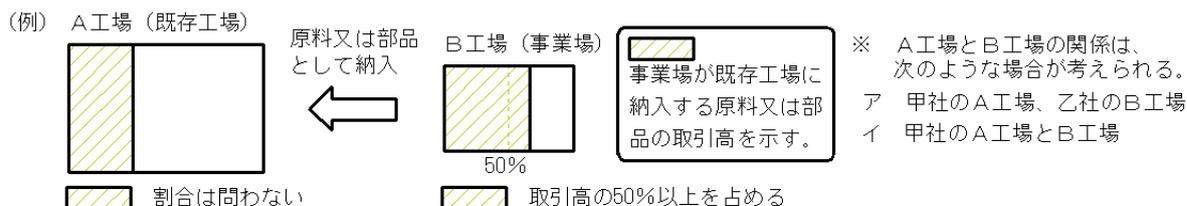
(1) 「密接な関連を有すること」とは、申請前及び計画後共に有する必要がある。

なお、以下申請前に既存工場と密接な関連を有する工場等を「関連工場」といい、計画後に既存工場と密接な関連を有する工場等を「事業場」という。(下図参照)



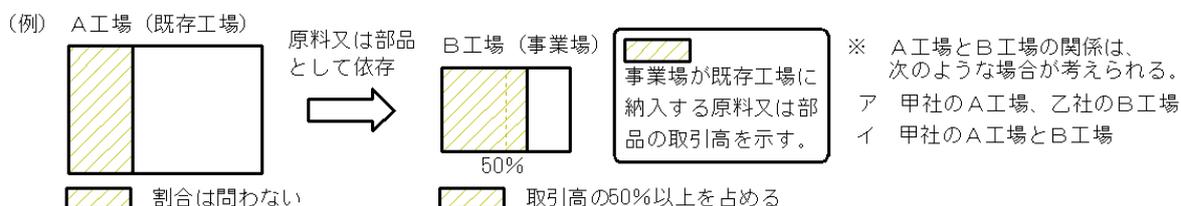
(2) 要件3 (1) について

「既存工場に自己の生産物の50パーセント以上を原料又は部品として納入すること」とは、次の(例)のような関係にある既存工場と事業場との関係をいう。(パーセントは、取引高の金額による。)



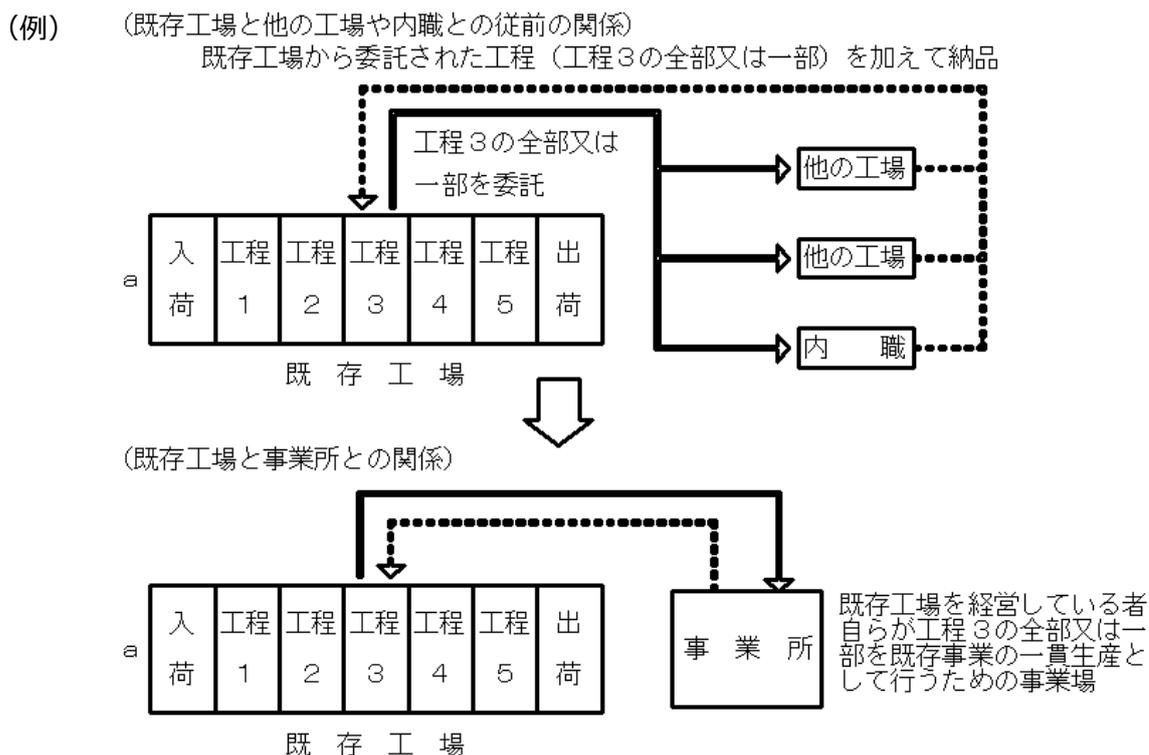
(3) 要件3 (2) について

「既存工場に自己の生産物に必要な原料又は部品の50パーセント以上を依存すること」とは、次の(例)のような関係にある既存工場と事業場との関係をいう。(パーセントは、取引高の金額による。)



(4) 要件3 (3) について

次の(例)のように、既存工場が現に委託している中間工程そのものを、「密接な関連を有する」事業とする。



(5) 留意事項ウについて

具体的には次に掲げる書類を添付することにより、申請前における関連の実態を明らかにすること。

- ア 原料又は部品の取引期間が申請時点において3年以上有していることを確認できる書類 (法人税法第150条の2に規定する帳簿等)
- イ 既存工場に対して自己の生産物の原料又は部品を納入又は依存している割合を確認できる書類

(6) 留意事項ウの「要件3にいう「密接な関連」は、原則として申請前にも有すること。」について

申請前は要件3(1)又は(2)に定める「密接な関連」を有していないが、次の(例)のように相当な関連を有する工場(以下「相当関連工場」という。)の一部移転により、計画後に「密接な関連」を有することとなる事業場に限り、例外的に要件3に該当することとする。

その場合、「相当な関連」を3年以上有する等、関連の実態を明確にすること。

